

## 藝林史評 ⑦

### 「国民の祝日」の意義を見直す

近ごろ政府内で、春と秋の「祝日」を単なる「記念日」とし、その何日分かを寄せ集めて大型連休を作り、しかもそれを五ブロックごとに一週間ずらせて実施し、「景気・消費」の拡大に役立てよう、という奇妙な方策を検討中だと伝えられる。何と浅はかな発想であろうか。

現在「国民の祝日」は、年間十五日ある。しかも祝日が日曜と重なれば翌日を振替休日とし（今年は三月春分の翌日）、祝日と祝日の中一日を「国民の休日」と称して三連休化する（昨年九月「敬老の日」と「秋分の日」の間）など、あれこれ休日をふやしてきた。だから今や、世界のナショナル・ホリデー総覧をみても、日本は多い方である（拙著『国民の祝日の成立経緯と国際比較』国民会館叢書参照）。

もちろん、人間には適度な休養が必要である。それゆえ、キリスト教徒の極めて少ない日本でも、イエスが復活したという日曜日を、明治以降、「安息日」と関係なく毎週の休養日としている。また、地域でも学校でも職場でも、必要に応じ実情に合わせて多様な休養の機会を作っているのは、当然のことであろう。

しかし、「国民の祝日」は昭和二十三年（一九四八）制定の法律に基づくもので、その第一条に「国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日」と意義づけられている。そして第二条で、当初九日だった祝日に以後六日を追加し、それぞれの内容（名称・月日・定義）を明示している（拙著『国民の祝日の由来がわかる小事典』P H P新書参照）。こ

れは、政令・省令や地方の条令などによる「記念日」クラスとレベルの異なる重要な意味をもつ、という基本的な認識が政府の関係者に欠けているのではないか。

たとえば、三月「春分の日」は「自然をたたえ、生物をいつくしむ」、また九月「秋分の日」は「祖先をうやまい、亡くなった人々をしのぶ」などと定義されている。いわゆる政教分離の原則に立つ現行憲法下の法律にも、「自然」と「祖先」の恩恵を「たたえ」「うやまい」、広く「生物」にも「亡くなった人々」にも感謝することが明文化されている。これは「地球にやさしい環境づくり」とか「人類に平和を」という類の観念的なスローガンより遙かに具体的な意味をもつ。まして古代以来の「彼岸会」信仰の影響で、祖先の墓参りをする「美しい風習」（祝日法の第一条）も、細々ながら続いている。これを単なる「記念日」にしてよいはずがないであろう。

むしろ、この機会に取り組んではよいのは、「国民の祝日」にこめられた本義を再生し活用することである。たとえば、五月五日「こどもの日」は大人が「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる」だけでなく、子供自身が「母に感謝する」と明記されている。従って、この日には大人も子供も自分を産み育ててくれたお袋さんに感謝しよう、というような呼びかけや行事も工夫すべきであろう。

また旧天長節の「天皇誕生日」は、日本を代表する唯一のナショナル・デーとして、世界中の在外公館で祝宴が行われていること、さらに昭和四十一年によく追加された旧紀元節の「建国記念の日」も、海外では一番大切にされていることなど、国際社会の常識として、公教育の場で周知させる必要がある。